



公益認定等委員会事務局、 公益法人行政担当室

- 公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会ニーズを満たそうという志ある人の集まりである公益社団法人と、財産の集まりである公益財団法人があります。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。
- 公益認定等委員会は、行政庁（内閣総理大臣）からの諮問に応じ、公益認定の処分等について答申を行うとともに、公益法人等の監督などを行います。

公益認定等委員会事務局

総務課

公益法人行政担当室

参事官

Cabinet Office

公益法人の認定

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁（注1）による認定（公益認定）を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人と称することになります。

注1 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人等は内閣総理大臣、それ以外は都道府県知事

■ 公益法人の認定基準

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について公益認定法に定められた基準を満たす必要があります。

以下の観点から、様々な認定基準が定められています。

- (1)公益性 - 公益に資する活動をしているか
- (2)ガバナンス - 公益目的事業を行う能力・体制があるか

公益法人の監督

公益法人が自ら適切な情報開示を行い、ガバナンスを確立することが公益法人制度の基本です。行政庁による監督は、公益認定法などにより明確に定められた要件に基づき、行われます。

■ 監督の方法

監督に当たっては、公益法人から提出される事業計画書・事業報告等により法人の事業等が公益認定法の公益認定基準に合致しているかなどを確認するとともに、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において立入検査や報告徴収を行います。

公益認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定を取り消すこともあります。

公益認定等委員会

公益法人制度に対する信頼性を確保するために、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等に対しては、客観性・透明性を担保することが求められています。

このため、公益認定法においては、民間有識者による合議制の機関（注2）が行政庁の行う処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられています。

注2 国にあつては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあつては各都道府県の合議制機関

● 公益法人 information

公益法人制度の詳細は公益法人 information を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

